

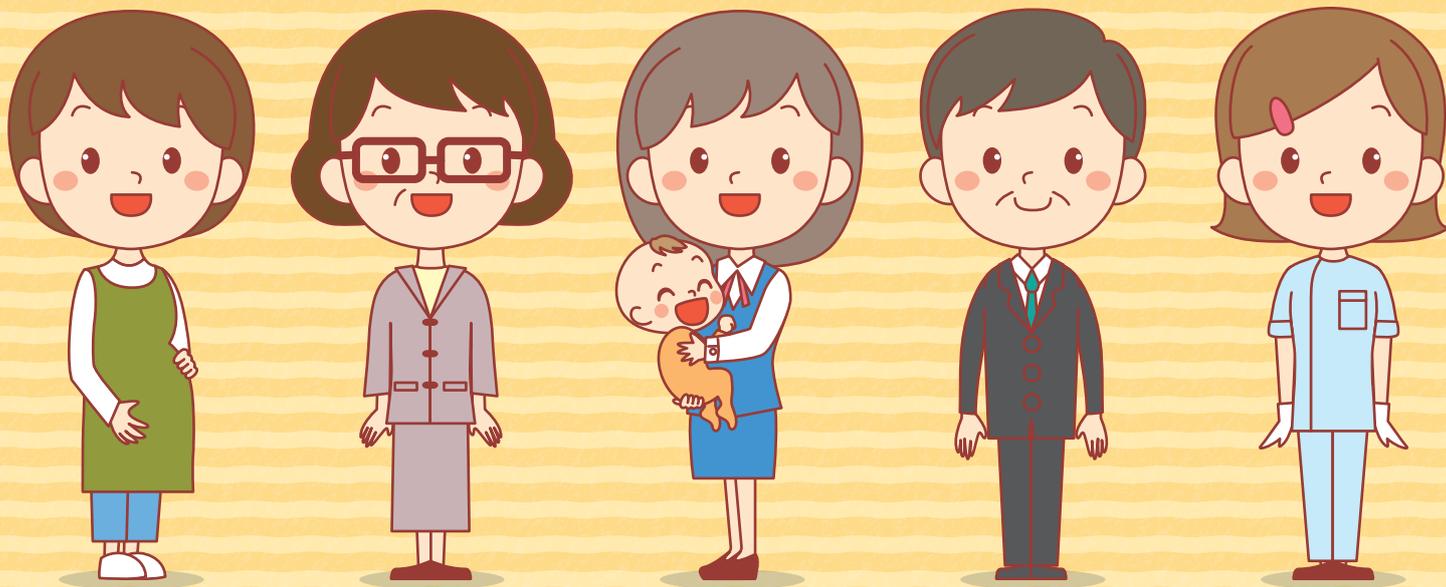
奨励金
20万円
または10万・40万円

事業主の皆様へ

出産後の 職場復帰奨励金を ご活用ください

出産後の復職に取り組む企業を応援します
休業期間に応じて10万・20万・40万を支給

従業員が出産後職場に復職しやすい職場環境づくりを推進し、出産や育児による離職を減らし
継続雇用を促すため、中小・小規模事業者等の皆様に奨励金を支給します。



<制度改正について>

従業員が出産後職場復帰しやすい職場環境づくりをさらに推進するため2つの要件を追加しました。

1. 従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

就業規則等
とは…

労働協約、就業規則、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合は、従業員に育児休業取得が明文化されていることが確認できる書類(例:従業員にむけた広報誌、社内送信メール、社内掲示板など)

2. 従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

取組
とは…

「職場復帰に関すること」…… 両立支援講習会の実施、休憩室の設置 等
「育児休業に関すること」…… 社内報による情報提供、育児休業中の講習会の実施 等
「子育てに関すること」…… 時短勤務の導入、子育てに関する経費の援助 等



詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、どなたでもお気軽にお問い合わせください

または☎0852-25-2556(松江商工会議所)、

☎0852-21-0651 0855-22-3590(島根県商工会連合会 本所、石見事務所)

対象事業者	島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等※ (社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) (例) サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。 ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること ・従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること(新要件) ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと(新要件)
事業者への支給額	出産後復職した従業員の休業期間が ① 育児休業を17か月以上 40万円/人 ② 育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人 ③ 育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人
申請期間	「従業員が職場復帰して3か月経過後」から1年間

※「中小・小規模事業者等」とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、下記条件にあてはまる方です。

(資本金をもたない事業者(個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人など)は、常時雇用する労働者数のみで判断します)

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

「主たる業種」の具体的な内容は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第402号)の業種区分によります。詳しくは島根県雇用政策課多様な就業推進室のホームページをご覧ください。

奨励金申請前のかたん!チェックシート

Q1. 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか? はい Q2.へ いいえ ×対象外です	Q5. その事業所(本支店・営業所等)で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか? はい Q6.へ いいえ ×「50人未満の事業所(本支店・営業所)であること」が条件です
Q2. 「中小・小規模事業者等」ですか? (※上記表にてご確認ください) はい Q3.へ いいえ ×対象外です	Q6. 従業員の育児休業取得について就業規則等に明文化されていますか? はい Q7.へ いいえ ×「就業規則等で育児休業の取得が明文化されていること」が条件です
Q3. 産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していますか? はい Q4.へ いいえ ×「復職後3か月以上継続して雇用していること」が条件です	Q7. 今後も従業員の出産後の職場復帰等の取組を行いますか? はい 奨励金の支給申請へ いいえ ×「従業員の職場復帰等について今後も取組を行うこと」が条件です
Q4. 復帰した従業員の勤務する事業所(本支店・営業所等)は、島根県内にありますか? はい Q5.へ いいえ ×「島根県内の事業所(本支店・営業所)であること」が条件です	

奨励金の支給申請をしましょう

申請書書類は島根県雇用政策課 多様な就業推進室のホームページからダウンロードしてください。

申請期限は、支給要件に合致(対象となる従業員が職場復帰後3か月以上勤務)した日の翌日から起算して1年以内です。(例:職場復帰がH31.1.1の場合、申請可能期間はH31.4.1~R2(2020).3.31です)

なお、職場復帰が平成30年12月31日以前である場合は、経過措置の対象となります。

 [島根県 職場復帰支援制度](#)

